

安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

安芸高田市国民健康保険条例(平成 16 年条例第 114 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 章及び第 2 章 (略)	第 1 章及び第 2 章 (略)
第 3 章 保険給付 (出産育児一時金)	第 3 章 保険給付 (出産育児一時金)

<p>第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>48 万 8 千円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 1 万 2 千円を上限として加算するものとする。</p>	<p>第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40 万 8 千円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 1 万 2 千円を上限として加算するものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第 6 条から第 6 条の 4 まで (略)</p>	<p>第 6 条から第 6 条の 4 まで (略)</p>
<p>第 4 章から第 6 章まで (略)</p>	<p>第 4 章から第 6 章まで (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る安芸高田市国民健康保険条例第 5 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。